

集団住宅等の各戸検針及び各戸収納における

メーター設置基準

1 目的

この基準は、集団住宅等の各戸検針及び各戸収納に関する要綱に基づく給水にあたり、メーターの設置基準について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この基準における用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 集団住宅等とは、貯水槽水道及び直結増圧式給水装置（以下、増圧装置という。）のある住宅専用建物又は住宅と店舗・事務所等が併設されている建物をいう。
- (2) 親メーターとは、集団住宅等において貯水槽水道及び増圧装置ごとに市長が設置したメーターをいう。
- (3) 子メーターとは、集団住宅等の各戸に設置したメーターをいう。
- (4) 遠隔指示装置とは、メーター指針を当該メーター設置場所から離れた場所で読み取るための設備で、通信機能付メーター、伝送線、集中検針盤及びこれらに付属する機器等により構成されるすべてのものをいう。
- (5) 所有者等とは、集団住宅等の所有者及び代理人又は総代人（泉大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第12号。以下「条例」という。）に規定する管理人（以下「管理人」という。）を含む。）をいう。
- (6) 給水配管設備とは、受水槽及び増圧装置から下流側へ給水するための設備をいう。
- (7) 給水装置とは、貯水槽水道においては、市配水管の分岐から受水槽注入口の給水用具（ボールタップ等）までをいう。また、増圧装置で給水を行う場合は、市配水管の分岐から宅内各水栓までをいう。

3 適用の要件

各戸検針及び各戸収納を受けることのできる集団住宅等の要件は、貯水槽水道及び増圧装置で給水を行う3階以上の集団住宅等を対象とし、次に定める要件に適合したものでなければならない。

- (1) 集団住宅等の各戸の給水配管設備は、継続的な生活を営むためそれぞれ独立したものであること。
- (2) 給水装置は、市長の定める設備基準に適合していること。
- (3) 給水配管設備は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5に適合していること。
- (4) 管理人室及び集会所等独立した施設に給水設備を設けている場合は、それぞれにメーターを設置していること。
- (5) 散水等共同で使用する水栓を設けている場合は、そのための共用のメーターを設置し

ていること。

遠隔指示装置により検針を行う場合

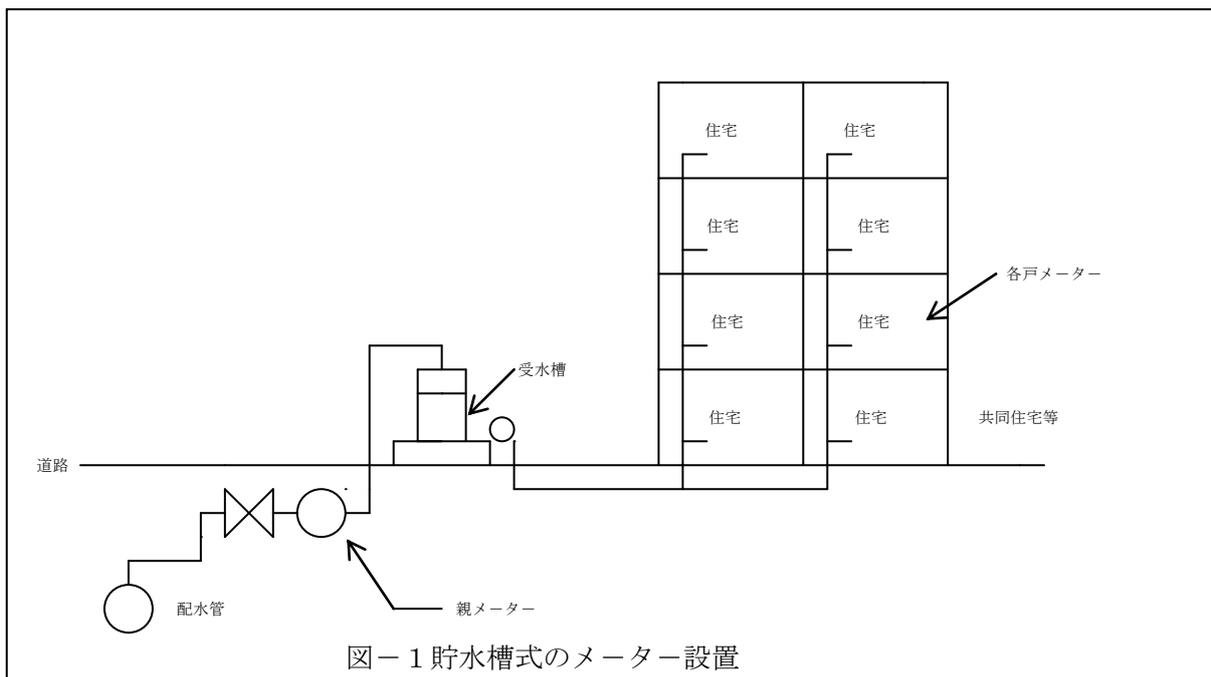
- (6) 集団住宅等の入り口がオートロック式となっており、立ち入りが不可能で検針も不可能な場合は、住宅外で検針が可能な場所に集中検針盤を設置すること。
- (7) 子メーターおよび前2号に規定するメーター(以下「子メーター等」という。)は、エンコーダ方式又は電子式メーターとし、計量法(昭和26年法律第207号)で定める形式承認を得たもので、有効期限(検定満期到来までの期間を指す。以下、「適法有効期限」という。)内の8ビット通信電文方式(東京都 Ver 2.6A 準拠)とする。
- (8) 集中検針盤は、自動呼出装置付で、内蔵プリンター等を備えたものであること。

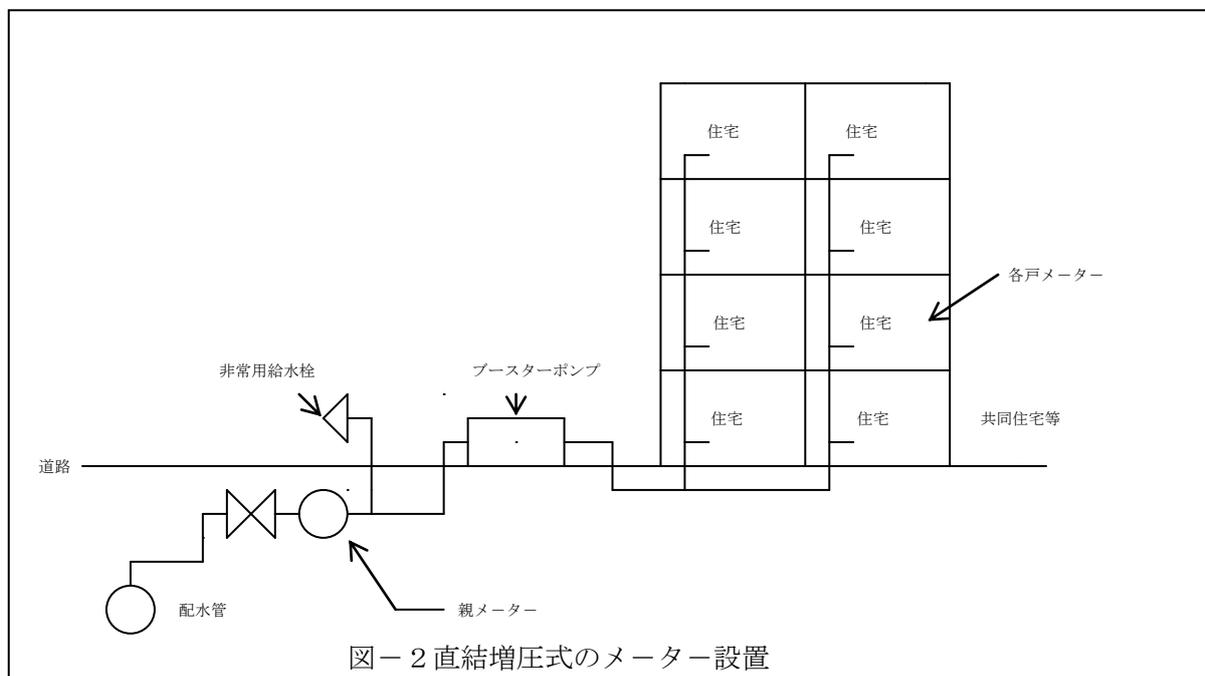
遠隔指示装置以外の方法により検針を行う場合

- (9) 子メーター等の適法有効期限が1年以上の場合は、協定締結時において子メーター等を所有者等が市長に無償で譲渡すること。ただし、その適法有効期間が1年に満たない場合は市の平型メーターを設置すること。
- (10) 子メーターは、適法有効期限内のものであること。

4 メーター設置の形態

各戸、管理人室、集会室及び共用等部分に子メーター等をそれぞれ1個設置する。この場合受水槽及び増圧装置に給水する親メーターを設置する。





5 メーター周りの工事について

メーター周りの配管については、この基準のほか「給水装置工事施工基準」に適合する構造とし、メーター周りの配管については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5に適合していること。

6 メーター設置の原則

(1) メーターの口径

子メーター等を新設する場合、その最小口径は20mmとする。なお、子メーター等が既設されている場合で口径13mmの子メーターが設置されているときは、この限りではない。

(2) 部屋番号等

集団住宅等で各戸が独立した構造である場合は、各戸ごとに子メーターを付ける。また、子メーター又はその周辺に部屋番号等を表示すること。

7 メーター前後の配管

(1) 配管の材質

① 使用する配管は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年3月19日厚生省令第14号）に適合するもので、硬質塩化ビニルライニング鋼管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管、ステンレス管、耐衝撃性塩化ビニル管、ポリエチレン管1種2層管等とする。

② 金属管の範囲は、給水主管の分岐箇所からメーター下流側のパイプシャフト内の壁

面又は底面までとする。

③ 異種金属との接続には、異種金属管絶縁継手等を使用し、腐食の防止を施すこと。

(2) メーターユニットの設置

① 新設の集団住宅等において、市のアナログメーターを設置し各戸検針及び各戸収納を行う場合や、既設の集団住宅等で、遠隔指示装置による検針又は親メーターによる検針から、各戸検針及び各戸収納に変更する場合は、メーターユニットを取り付けるものとする。

② メーターユニットは、圧着式の構造で市長が承認したものとし、次のとおり設置すること。

ア. 原則として床に設置すること。

イ. メーターが水平になるように設置すること。

③ パイプシャフト内にメーターユニットの設置スペースが確保できないなどの場合は、別途市長と協議する。

8 施工上の留意事項

(1) メーターは、給水栓より低位かつ水平に設置すること。また、メーター周りについては、幅600mm、奥行400mm、高さ450mm以上を確保すること。

(2) メーター部分の配管は、原則パイプシャフトの扉面に平行とすること。

(3) 配管の振れ止めを取り付けること。

(4) メーターユニットをアンカーボルトで床に固定するときには、防振ゴム等を使用し、ユニットを直接床面に密着させないこと。

(5) メーターユニットにメーターを取り付ける場合は、漏水が生じないよう確実に取り付けるとともに、製造メーカーの取扱説明書も参照すること。

(6) メーター前後には計量に影響を及ぼすような器具等を設置しないこと。

(7) パイプシャフト内では、他の配管、機器などにより検針及びメーターの取替えに支障がないようにすること。

(8) パイプシャフトの扉の施錠を要する場合は、検針時等には管理人が事前に開錠しておくこと。

(9) メーターは極力パイプシャフト開口部の中央付近に設置すること。

(10) メーターが凍結するおそれのある場合は、凍結防止用の保温カバーを設置すること。

9 補 則

この基準に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

この基準は、令和3年6月1日から適用する。

メーターユニットの一例

